

名古屋市告示第 225 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物を次のように定める。

なお、平成29年名古屋市告示第 247 号は廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 条例第17条第45号の10及び第45号の11の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする。（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し
 - (2) BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度）に基づく評価書の写し
- 2 条例第17条第45号の12の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする。（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の基準に適合しているものに限る。）
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第18条第1項の認定書（建築物全体に係る評価に係る

ものに限る。)の写し

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (6) BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度）に基づく評価書の写し

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課